

平成26年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務

プロポーザル実施要領

平成26年6月

宜野湾市

平成26年度関係地権者等意向醸成・活動推進調査業務
プロポーザル実施要領

1. 募集の趣旨

宜野湾市は、普天間飛行場の跡地利用に向けて、地権者等関係者の合意形成の円滑化を図るため、平成13年度に「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画」を策定した。平成14年度以降は同計画に基づき、合意形成のための情報提供・意向把握等の活動を展開してきた。

普天間飛行場の跡地利用計画の策定への取り組みについては、沖縄県と宜野湾市が平成15年度から調査を行っており、平成18年2月には「跡地利用基本方針」、平成19年5月には「行動計画」が策定され、平成24年度にはこれまでの検討結果を取りまとめた「全体計画の中間取りまとめ」が策定されたところである。

平成25年度以降は事業の具体化に向けた取り組みに着手しており、平成28年度に跡地利用計画（素案）が策定される予定である。跡地利用計画（素案）の策定にあたっては、地権者ならびに市民の意向醸成・意向把握が重要となることから、合意形成の中心となる「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」及び「ねたてのまちベースミーティング」の発展に向けた支援は引き続き行っていく必要がある。また、跡地における振興の拠点づくり、周辺市街地整備等の観点から、各種団体、大学等地域全体の連携のもと、協働により計画づくりを行っていくことが必要である。

業務の実施にあたっては、専門的な知識及び経験を有することが必要となるため、公募型プロポーザル方式（企画競争）を採用し、調査の実施内容、調査体制、類似の調査業績等について企画提案を受け、「企画提案書選定委員会」において審査を行い、優れた提案をした業者を選定して本調査の委託相手方として決定する。

2. 資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。単独、共同企業体ともに沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）の要件を満たす者であること。

3. 業務概要

(1) 業務名 関係地権者等意向醸成・活動推進調査業務

(2) 履行期間 契約日の翌日から平成27年3月20日まで

(3) 成果品

A4版報告書 (150部)

A4版報告書概要版 (65部)

報告書原稿(電子媒体) (一式)

その他(業務内容に応じて必要なもの)

(4) 契約予定価格 19,051,200円(税込み)を超えないものとする。

4. 企画提案書等について

(1) 内容

(別紙2の企画提案説明書のとおり)

(2) 形式等

① 形式

A4サイズ、フォントサイズ(10.5ポイント)

② 記載事項(全体で15項以内 ※費用内訳書は項数に含まない。)

(ア) 企画提案書(様式4)

(イ) 会社概要(様式5)

(ウ) 業務実績(様式6)

(エ) 管理技術者の経歴等(様式7)

(オ) 主任技術者の経歴等(様式8)

(カ) 照査技術者の経歴等(様式9)

(キ) 現状認識と問題・課題の整理(様式10)

(ク) 問題・課題の解決に向けた取り組み提案(様式11)

(ケ) 委託業務の実施方針等(様式12)

(コ) 費用内訳書(契約上限額、消費税込みで19,051,200円を超えないものとする。) ※費用内訳は平成26年度分について積算すること。

注:費用については実施するにあつての一切の費用を積算すること。

(3) 企画提案書等の提出及び提出部数

① 提出期限

・応募申請書(様式1)1部・・・平成26年7月14日(月)17時まで(郵送又はメール)

・参加資格誓約書(様式2)1部・平成26年7月14日(月)17時まで(郵送又はメール)

・企画提案書(様式4)6部・・・平成26年7月15日(火)17時まで(持参又は郵送)
※企画提案書は原本(1部)と写し(5部)。郵送の場合は期限内必着とする。

② 提出先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市基地政策部まち未来課 担当：内野

メールアドレス：kichi01@city.ginowan.okinawa.jp（まち未来課）

5. 受託者の選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書については、選定委員会において、以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案書を選定する。

- ・業務の方針・行程計画（実施方針並びに行程計画の妥当性）
- ・提案内容（提案の適格性、理解度等）
- ・業務の実施体制（実施体制の適切性）
- ・合意形成活動への対応力

なお、審査項目及び点数配分については、後日、応募者に対し通知する。

(2) 企画提案書の審査方法

審査にあたっては、プレゼンテーションを実施することとし、応募者に対してあらかじめ開催日時を通知する。

なお、応募者多数の場合は書類審査により5者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。

(3) 採点方法

委員が最も多く1位をつけた者を第1位とし、同数の場合は合計点の最も高い者を第1位とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、選定結果通知書を送付する。なお、選定経過については公表しないものとし、選定結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

6. 委託契約について

提出された企画提案書については、選定委員会で審査を行い、第1順位者を決定し、原則としてその者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。

ただし、宜野湾市と第1順位者との間で委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。

7. 質問について

(1) 受付方法

質問は書面により受け付ける。質問書（様式3）を郵送又はメールにて担当課宛てに送付すること。（質問書送付の際は、電話で着信を確認すること。）

なお、受付期限後の質疑及び質疑応答用紙の様式によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 受付期間

平成26年6月30日（月）～平成26年7月8日（火）17時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は平成26年7月9日(水)17時までに参加者全員にメールで行う。

8. 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本業務は返還後の速やかな事業着手を目標としているため、事業着手までの期間において業務が継続されるものと予想されるが、本業務は単年度業務であり、受託者への数年契約が確約されるものではない。
- (3) 提出された企画提案書等について、後日、宜野湾市から疑義照会を行う場合がある。
- (4) 企画提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部を求めるものではない。実施要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- (5) 企画提案書作成のために市から提供されたすべての書類は、他に使用してはならない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし審査対象から除外する。
- (7) 提出書類の作成及び提出に要する諸経費は、応募者の負担とし提出書類は返却しない。
- (8) 参加を辞退したものは、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けないものではない。

9. 問合せ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市基地政策部まち未来課 (担当: 仲村、内野)

TEL: 098-893-4401 (直通)

メールアドレス: kichi01@city.ginowan.okinawa.jp (まち未来課)